



有料職業紹介事業の ご案内

改定(訂正):2022年10月1日

スカイ・スクラッパーズ株式会社





●商号 スカイ・スクラッパーズ株式会社

●住所 京都市下京区五条烏丸町404番地704号

○電話/FAX (050)3156-0301

※お問合せ・ご連絡等につきましては、弊社営業担当者の
名刺に記載しております携帯電話番号までお願いします。

●代表者 代表取締役 田村 徹 (TAMURA TETSU)

●設立 2009年5月26日

●資本金 990万円

○株主 田村 徹ほか2名

●業種 経営コンサルティング、シンクタンク、有料職業紹介





●有料職業紹介事業所名称 スカイ・スクラッパーズ株式会社・本社

●有料職業紹介許可番号 26-ユ-300554

○取扱い職種 全職種

※職業安定法で禁止されている業種・職種(建設業現場作業員・港湾労働者など)はお取扱いできません。

※弊社が求職者より、登録費、アドバイス料・手数料などの名目の如何を問わず、一切の金銭を頂くことはありません。

●職業紹介責任者 田村 徹 (TAMURA TETSU)



許可番号 26-ユ-300554

許可年月日 令和 2年 9月 1日

有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証

(氏名又は名称) スカイ・スクラッパーズ株式会社

(所 在 地) 京都府京都市下京区五条烏丸町404番地704号

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 2年 9月 1日

厚生労働大臣 加藤勝信

記

1 取扱職種の範囲等
全職種
国内

2 事業所の
所在地 京都府京都市下京区五条烏丸町404番地704号

3 許可の有効期間 令和 2年 9月 1日から 令和 5年 8月31日までとする。

事業所枝番 1



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。



返 戻 金 制 度

当所の紹介により就職した求職者が入社後に自己都合により退職された場合には、下記の通り、求人者から当所へお支払い頂いた手数料を返戻いたします。

なお、求人者が労働条件通知書等によって求職者と合意された採用条件と実際の労働条件に相違があったときなど求人者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合又は求人者の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡により労働契約が終了した場合には、返戻いたしません。

記

- 一. 入社後 1 ヶ月以内に自己都合により退職された場合には、求人者からお支払い頂いた手数料のうち 70%を求人者へ返戻いたします。
- 二. 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に自己都合により退職された場合には、求人者からお支払い頂いた手数料のうち 30%を求人者へ返戻いたします。

以上



●個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、本社の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者・田村 徹とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。更にこれに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者・田村 徹とする。

2020年9月1日

事業所名称 スカイ・スクラッパーズ株式会社 本社

事業所所在地 京都府京都市下京区五条烏丸町404番地704号



●業務の運営に関する規程

事業所名 スカイ・スクラッパーズ株式会社本社

1. 求人

- 1 本所は、国内の全職業（港湾運送業務、建設業務を除く）について、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

- 1 本所は、国内の全職業（港湾運送業務、建設業務を除く）について、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、求職者本人が予め電話又は電子メール等により予約後に来所して、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急

- の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
 - 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
 - 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
 - 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種等の範囲等は、国内における全職種です。
- 6 本所の営業は、原則として、年末年始（12月30日から1月5日まで）と国民の祝日を除く土曜日と日曜日の9:30-17:30月曜日の9:30-19:30、水曜日と木曜日の18:30-20:30です。やむを得ない事由により臨時に休業する場合には、予め当社のホームページでお知らせします。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2020年09月01日
代表者 田村 徹

有料職業紹介事業許可条件通知書

スカイ・スクラップーズ株式会社

殿

厚生労働大臣



令和 2 年 9 月 1 日付け許可番号 26-ユ-300554 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 6 箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に提起することができる。

（許可条件）

- 1 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 5 6 条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者としないこと。
- 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の 1 の要件を満たしつつ有料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、令和 2 年 9 月 1 日 時点で 1 事業所までであること。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - （1）業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - （2）求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第 5 条の 3 第 1 項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第 3 2 条の 1 5）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第 3 2 条の 1 6）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
 - （3）業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は 1 0 以内とする。
 - a 事業所の名称及び所在地、許可番号
 - b 法第 3 2 条の 1 3 及び職業安定法施行規則（昭和 2 2 年労働省令第 1 2 号。以下「則」という。）第 2 4 条の 5 に規定する次の明示事項
 - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - ・ 手数料に関する事項
 - ・ 苦情の処理に関する事項
 - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
 - ・ 返戻金制度に関する事項
 - c 法第 3 2 条の 1 6 及び則第 2 4 条の 8 第 3 項に規定する次の事項
 - ・ 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後 6 箇月以内に離職した者の数
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後 6 箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかな者の数
 - d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

- （4）職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
 - （5）提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
 - （6）求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
 - （7）手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。
- 6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。
- （1）国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第 3 2 条の 1 2 第 1 項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。
 - （2）国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。
 - （3）国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
 - （4）国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。
 - a 相手先国において活動を認められていないもの。
 - b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
 - （5）職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- 7 法第 3 3 条の 6 の規定による勧告を遵守すること。
- 8 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消対象となる。

（理 由）

- 1 上記 1 の理由
 - 1 L O 第 1 8 1 号条約第 9 条の趣旨による。
- 2 上記 2 の理由

貸金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。
- 3 上記 3 の理由

許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。
- 4 上記 4 の理由

合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。
- 5 上記 5 の理由

業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。
- 6 上記 6 の理由

国外にわたる職業紹介については、求職者が国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。
- 7 上記 7 の理由

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。
- 8 上記の 8 理由

プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することにより、職業紹介の適正な実施に必要な事業所の要件を満たす必要があるため。